

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

香 川 県 教 育 委 員 会

**香川県教育委員会規則第2号**

公立学校職員の給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の給料等の支給に関する規則（昭和29年香川県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="232 475 315 504">附 則</p> <p data-bbox="181 587 1025 616">この規則は、公布の日から施行し、昭和29年4月1日から適用する。</p>	<p data-bbox="1223 480 1305 509">附 則</p> <p data-bbox="1182 555 1346 584"><u>（施行期日等）</u></p> <p data-bbox="1144 595 2040 624">1 この規則は、公布の日から施行し、昭和29年4月1日から適用する。</p> <p data-bbox="1182 670 1592 699"><u>（給料の調整額の額の算定の特例）</u></p> <p data-bbox="1144 710 2085 927">2 <u>公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項から第7項までの規定による給料を支給される職員に関する第8条の2の規定の適用については、同条中「の給料月額」とあるのは、「の給料月額と公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年香川県条例第30号）附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。</u></p>

別表第2 (第14条関係)

所属長印	扶 養 親 族 届										
	公立学校職員の給与に関する条例第21条第1項の規定に基づき届け出ます。 年 月 日受理										
略	所 属 コ ー ド										
	職 員 番 号										
	配 偶 者 の 有 無 (該当を○で囲む)				有	無	1	0			
	扶 養 親 族	配 偶 者				人					
		22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子				人					
	親 族	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫				人					
		22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹				人					
	数	60歳以上の父母・祖父母				人					
		心身に著しい障害がある者				人					
	加算対象となる子の数				人						
	異動日付(支給の始期、終期等)				年	月	日				
	上記のとおり認定する。										
	決 裁										

別表第2 (第14条関係)

所属長印	扶 養 親 族 届										
	公立学校職員の給与に関する条例第21条第1項の規定に基づき届け出ます。 年 月 日受理										
略	所 属 名 及 び 所 属 コ ー ド										
	氏 名 及 び 職 員 番 号										
	配 偶 者 の 有 無 (該当を○で囲む)				有	無	1	0			
	扶 養 親 族	配 偶 者				人					
		22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子・孫				人					
	親 族	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹				人					
		60歳以上の父母・祖父母				人					
	数	心身に著しい障害がある者				人					
		扶養親族のうち共同扶養に係る調整対象者数				人					
	加算対象となる子の数				人						
	異動日付(支給の始期、終期等)				年	月	日				
	上記のとおり認定する。										
	決 裁										

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正前の別表第2による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。